

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鞍手町	西川地区 (新北・長谷・室木・八尋・新延南区・新延本村・永谷)	令和3年7月30日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	283.2	ha	新北	長谷	室木	八尋	新延南区	新延本村	永谷
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	213.1	ha	95.9	25.5	11.3	21.7	35.8	15.5	7.4
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15.4	ha	3.2	2.1	1.2	2.1	3.1	1.3	2.4
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.3	ha	0.3	1.4	0.3	2.1	1.9	0.5	1.8
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.4	ha	1.6	0.7	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.2	ha	8.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	0.0
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の9割近くの農地を75歳未満の担い手が耕作している。</li> <li>・5年後は、75歳以上が41件(39.4%)から60件(57.7%)へと6割近くを占めることになる。</li> <li>・高齢化・後継者未定等により今後農地の集積等を検討すべき対象者あり。</li> <li>・後継者あり22件(21.1%)、後継者のメドがない57件(54.8%)、無回答25件(24.1%)</li> <li>・中心経営体21件(認農14件、法人2件、一般5件)</li> </ul>									

### 2 対象地区の課題

	新北	長谷	室木	八尋	新延南区	新延本村	永谷
① 離農や規模縮小する人の農地を中心経営体等へ集積・集約化する必要がある。	○		○	○	○	○	○
② 地域の担い手としての後継者(新規就農者等)の確保・育成が必要である。	○	○					
③ 農業の生産効率の向上を図るため、農地の基盤整備に取り組む必要がある。	○	○		○	○	○	
④ 地域の作付体系の特性を踏まえながら、生産性の向上を目指す技術・機械等を導入する必要がある。	○	○	○	○			
⑤ 地域による鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置等)に取り組む必要がある。	○		○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落によっては、後継者の有無の状況が異なるが、高齢化・離農等による対象者が将来的に増加傾向のため、農地の利用意向について定期的に把握する必要がある。</li> <li>・農地の集積・集約化については、農地中間管理事業を積極的に活用すべきではあるが、制度の内容や条件が複雑化しているため、利用しづらい傾向にあるので、対象者の農地や意向にあった集積方法を段階的に検討していく必要がある。</li> <li>・集積の耕作状況を踏まえながら、耕作の効率化をめざし、畦畔除去による区画拡大や集約化による団地化の整備を検討していく必要がある。</li> <li>・イノシシ等の鳥獣被害がある地域については、捕獲体制づくりの強化に取り組む必要がある。</li> </ul>							

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落・地区の特色ある農業を維持しながら、担い手の確保や育成に努めていく。</li> <li>・農地中間管理事業の活用を推奨しながら、担い手への農地の集積・集約化を進めていく。</li> </ul>
--

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

	新北	長谷	室木	八尋	新延南区	新延本村	永谷
① 離農や規模縮小する人には、原則として農地中間管理機構に貸し付けることを推奨し、農地の出し手、受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構と連携して農地集積の円滑推進を図っていく。	○		○	○	○	○	○
② 中心経営体(担い手)はいるが、十分ではないため、農業次世代人材投資事業等を活用し、担い手となる新規就農者を育成することにより、地域農業の維持・活性化を図っていく。	○	○					
③ 農道、水路、ため池などの農業用施設の維持管理については、各地区の農地・水・環境保全協議会等を中心にして保全管理を図っていく。(多面的機能支払交付金事業の活用を含む)	○			○	○	○	
④ 農作業の集約化や生産コストの低減・収益性の向上のため、機械・施設の導入に取り組んでいく。	○	○	○	○		○	
⑤ 鳥獣被害地域の状況を把握し、鳥獣被害防止総合支援事業等を活用しながら、捕獲体制づくりの強化に取り組んでいく。	○		○	○	○	○	○